

# 訪問リハビリテーション（介護予防訪問リハビリテーション）

## 安芸太田病院 運営規程

### （事業の目的）

第1条 安芸太田病院（以下「事業所」という。）が行う指定訪問リハビリテーション及び、介護予防訪問リハビリテーションの事業（以下「事業」とする。）は、事業所の理学療法士等が、要介護状態又は要支援状態にあり、主治医が指定訪問リハビリテーション及び指定介護予防訪問リハビリテーションの必要を認めた高齢者に対し、その療養生活を支援し、心身の機能の維持回復を目指すことにより、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じた自立した日常生活を営むことができるように、適切な訪問リハビリテーションを提供することを目的とする。

### （運営の方針）

第2条 指定訪問リハビリテーション及び指定介護予防訪問リハビリテーションの提供に当たって、事業所の理学療法士等は、要介護者等の心身の特性をふまえて、全体的な日常生活動作の維持、回復を図るとともに、生活の質の確保を重視した在宅療養が継続できるように支援する。

2 事業の実施にあたっては、関係市町村・地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

### （事業所の名称及び所在地）

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

（1）名 称 安芸太田病院

（2）所在地 広島県山県郡安芸太田町大字下殿河内236番地

（従業者の職種、員数及び職務内容）

第4条 事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。

（1）管理者 理学療法士 1名

管理者は事業所従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、必要に応じて自らも指定訪問リハビリテーション及び指定介護予防訪問リハビリテーションの提供に当たるものとする。

（2）従業員の職種及び員数

医師 1名以上（常勤1名以上）

理学療法士 1名以上

理学療法士等は、指定訪問リハビリテーション及び指定介護予防訪問リハビリテーションの提供と、その結果の記録及び報告を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

(1) 営業日 月曜日から金曜日までとする。ただし、国民の祝日、及び年末年始  
(12月29日から1月3日まで)を除く。

(2) 営業時間 13:30から17:15まで

(指定訪問リハビリテーション及び指定介護予防訪問リハビリテーションの内容)

第6条 指定訪問リハビリテーション及び指定介護予防訪問リハビリテーションの内容は、  
次のとおりとする。

(1) 健康状態の観察

(2) 筋力トレーニング等の機能訓練

(3) 歩行訓練・日常生活動作訓練

(4) 自主トレーニング方法の指導

(5) 介護方法等の指導

(6) 自宅環境調整等の助言

(利用料その他の費用の額)

第7条 指定訪問リハビリテーション及び指定介護予防訪問リハビリテーションを提供し  
た場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定訪問リハビ  
リテーション及び指定介護予防訪問リハビリテーションが法定受領サービスであるとき  
は、その1割の額、又は2割の額、又は3割の額とする。

(1) 次条の通常の事業の実施地域を越えて行う指定訪問リハビリテーション及び指定介  
護予防訪問リハビリテーションに要した交通費は、その実費を徴収する。なお、自動  
車を使用した場合の交通費は、実施地域境界より1km当たり30円の額を徴収する。

(2) 前2項の利用料及びその他の利用料は、利用者又はその家族に事前に説明を行い、理  
解を得るものとする。

(通常の事業の実施地域)

第8条 通常の事業の実施地域は、安芸太田町の区域とする。

(緊急時等における対応方法)

第9条 理学療法士等は、指定訪問リハビリテーション等の実施中に、利用者の病状の急  
変、その他緊急事態が生じたときは、必要に応じて臨時応急の手当を行うとともに、速や  
かに主治医に連絡し指示を求める等の必要な措置を講じなければならない。

(虐待の防止)

第10条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講  
ずるものとする。

(1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的を開催するとともに、その結果に  
ついて従業者に周知徹底を行う。

(2) 虐待防止の指針を整備し、必要に応じて見直しを行う。

(3) 従業者に対し、虐待防止のための研修を原則年1回行う。

(4) 担当者をおく。

2 事業者は、サービス提供中に、当該事業所従事者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護するもの）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町に通報するものとする。

(事業継続計画)

第11条 事業所は感染や災害時においても業務継続するため、及び一時休業した業務を早期に再開させるため次のことを行う。

(1) 業務継続計画の作成

(2) 感染症や災害に関する研修や訓練

2 1項の実施は安芸太田病院と一体的に行う。

(その他運営に関する重要事項)

第12条 事業所は、理学療法士等の質的向上を図るため、次のような研修の機会を設けるものとし、また業務体制を整備する。

(1) 採用時研修 採用後6ヶ月以内

(2) 継続研修 関係機関の研修会に参加する。

2 従業者は、職務上知り得た秘密を保持する。

3 この規程に定める事項のほか、事業所の運営に関する重要事項は、安芸太田町病院事業と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、令和7年2月1日から施行する。

別表(第7条関係)

## 安芸太田町訪問リハビリテーション事業所利用料

### 【介護予防訪問リハビリテーション】

#### 1 利用者負担額

介護保険の適応がある場合は下記利用料金の1割2割又は3割が利用者の負担額となります。

#### 2 料金表

訪問リハビリテーション費	金額
20分	2,980円
40分	5,960円
60分	8,940円

加算等	金額	
特別地域訪問リハビリテーション加算	所定単位数の15% (440円～1,340円) 加算	1月につき
中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	所定単位数の5% (140円～440円) 加算	1月につき
短期集中リハビリテーション実施加算	退院日、又は認定日から3月以内 2,000円 加算	1回につき
認知症短期集中リハビリテーション実施加算	退院日、又は認定日から3月以内 2,400円 加算	1回につき
リハビリテーション計画診療未実施減算	事業所の医師がリハビリテーション計画の作成に係る診療を行わなかった場合 500円 減算	1回につき
12月を超えた期間に介護予防訪問リハビリテーションを行った場合	300円 減算	1回につき
退院時共同指導加算	6,000円 加算	1回につき
サービス提供体制加算 (I)	60円 加算	1回につき
交通費	安芸太田町	無料
	上記サービス提供地域外	30円/km
	災害等の場合で有料道路を使用した場合 (利用者の了解を必要とする)	実費

【訪問リハビリテーション】

1 利用者負担額

介護保険の適応がある場合は下記利用料金の 1 割 2 割又は 3 割が利用者の負担額となります。

2 料金表

訪問リハビリテーション費	金額
20 分	3,080 円
40 分	6,160 円
60 分	9,240 円

加算等	金額	
特別地域訪問リハビリテーション加算	所定単位数の 460 円～1,380 円 加算	1 月につき
中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	所定単位数の 150 円～460 円 加算	1 月につき
短期集中リハビリテーション実施加算	退院日、又は認定日から 3 月以内 2,000 円 加算	1 回につき
認知症短期集中リハビリテーション実施加算	退院日、又は認定日から 3 月以内 2,400 円 加算	1 回につき
リハビリテーション計画診療未実施減算	事業所の医師がリハビリテーション計画の作成に係る診療を行わなかった場合 500 円 減算	1 回につき
退院時共同指導加算	6,000 円 加算	1 回につき
サービス提供体制加算 (I)	60 円 加算	1 回につき
交 通 費	安芸太田町	無料
	上記サービス提供地域外	30 円/km
	災害等の場合で有料道路を使用した場合 (利用者の了解を必要とする)	実費